

(別紙)

「酸化亜鉛農薬蜜蜂影響評価書（案）」に対する意見・情報の募集に寄せられた意見・情報の概要及びそれに対する考え方

	御意見	御意見に対する考え方
1	外国では使用されていない農薬を、使用時期をきちんと守っていればという条件で、「支障を及ぼすおそれはない」と結論づけるのは、「人間は間違いを犯すもの」という常識を無視したもの。 しかも、参照資料はすべて申請者の作成したもので当てにならない。申請者が自分の都合の悪いデータは出さないだろうし、そもそも、都合のいいデータが出るまで、何回も試験を重ねたことが推測されます。 このような推測を否定するには、利害関係のない第三者が試験を実施し、そのデータに基づいて評価するしかないと考えられますが。	病虫害の発生状況は、気象条件や作物の種類によって大きく異なり、我が国は、温暖湿潤な気候のため、病虫害が発生しやすく、農作物が被害を受けやすい環境にあります。このため、条件の異なる国の間で、防除に必要となる農薬はかならずしも一致するものではありません。我が国では、ミツバチへの影響も含め安全性を見た上で農薬登録を行っています。 提出が求められる農薬の蜜蜂への影響に関する試験成績は、蜜蜂の蜂群への影響評価試験成績を除き、試験成績の信頼性を確保するため、試験施設、その職員及び組織、試験実施の管理体制、内部調査体制及び試験データ等の保管管理について定めた農薬 GLP 基準に従って行われる試験によるものでなくてはなりません。また、試験の実施に当たっては、国際機関である経済協力開発機構（OECD）のガイドライン、ガイダンス等に沿って実施することとしています。 なお、農薬の蜜蜂への影響評価を行う農薬蜜蜂影響評価部会は、第三者である外部有識者で構成されています。